

No	該当頁	章	項目	意見内容	意見に対する市の考え方	修正の有無
1	—	—	—	共生社会はマイノリティーを尊重して共存することですが、他の国では移民問題を抱えています。移民課という担当部署を作り対応を準備し、治安悪化を防止すると考えます。	本市では、外国人との共生について、国際交流課を中心に、関係機関や庁内各課と連携しながら取り組んでいます。	無
2	—	—	—	日本国籍取得要件の厳格化など規制強化が必要と思います。	外国人の出入国や在留管理、国籍要件は国の役割であることから、本プランには国籍取得に関する事項を掲載しておりません。	無
3	—	—	—	現在、外国人に対する排斥運動が広がっている中、千葉市がしっかりと外国人との共生をうたい、市民に理解を求めて行くことはとても大事であると考えます。このプランをしっかりと作って、実行していくことをお願いしたいと思います。	頂いた御意見を参考に、今後の取組みを進めてまいります。	無
4	—	—	—	外国人住民への支援や多文化共生施策には賛同できず、千葉市に住む日本人の権利・文化・習慣・生活を最優先すべきと考えます。 外国人に合わせて日本人側が変容する前提や、外国人と日本人を横並びで扱う考え方には、強い懸念を持ちます。 このアクションプランは、多文化共生をうたいながら、日本人への「他文化強制」になっている危機感が強くあります。 「郷に入っては郷に従え」を基本とし、日本の文化・習慣・言語を維持し、安心して暮らせる社会の確保を求めます。	本プランでは、「すべての市民が安全・安心に暮らし、それぞれの個性や能力を活かして活躍できる社会の実現」を基本理念として定めています。 日本での生活ルールやマナーについて、外国人の方に理解を深めていただき、地域に馴染むことで、日本人・外国人のいずれも安心して暮らすことができる社会の実現を目指してまいります。	無
5	—	—	—	行政文書における元号単独表記を改め、西暦化あるいは西暦との併用を進めてはどうか。 少なくとも、住民に読んでもらいたい文書については実施していただきたい。	アクションプランについては、併記をしております。	無
6	—	—	—	外国人は「支援される人」ではなく、より積極的に「社会の構成員として活躍する人」として位置づけ、千葉市の発展のために何ができるか記述していただきたい。	P.19・29に記載しているとおり、外国人は生活者として地域社会の重要な一員であり、共に社会を支え合う存在として位置付けています。 本プランは、施策の方向性を示すものであることから、個々の活動内容については具体的に掲載していませんが、いただいたご意見を参考に、今後の取組みを進めてまいります。	無
7	—	—	—	地域の中での公民館、図書館は、共生社会実現に向けて大きな役割を果たすものと思います。 公民館での地域の人たちとの集い、図書館での資料提供を通しての支援はもとより、海外の方たちが中心となって発信するイベントなど、具体的に書かれていればよかったと思いました。	本プランは、施策の方向性を示すものであることから、具体的な活動場所については示していませんが、いただいたご意見を参考に、今後の取組みを検討してまいります。	無
8	—	—	—	憲法18条（意に反する苦役）を「実装ガバナンスの点検軸」として位置づけしてほしい。 本プランで懸念しているのは、理念の当否ではなく、実装の帰結として、住民・町内自治会・ボランティア・現場職員のいずれかに『断れない形』で無償固定化してしまうリスクである。 本意見は違憲性を断定するものではない。他方で、制度設計または運用の帰結として、住民・協力者・職員のいずれかに「断れない役割」が反復継続的に固定化するリスクを、進行管理（点検・評価・公表）の対象として明文化することを求める。	本計画は施策の方向性を示すものであることから、事業を行うにあたって、市民の善意に過度の負担が生じることのないよう、持続可能な制度設計を検討してまいります。	無
9	P.4	第1章	(4)用語の解説 (イ 外国人／ウ 外国人住民)	本プランは、「外国人」を広義に統一（日本国籍取得者等を含む）しつつ、「外国人住民」は住民基本台帳に基づく外国籍の人と定義している。 成果指標の母集団をどちらに置くのかを明示しないと、評価不能になるので、「母集団」「算出式」「データ源（例：住民基本台帳、アンケート、相談記録等）」「測定頻度・集計単位」を必ず併記してほしい。	成果指標の評価が適切に行えるよう、指標の設定にあたっては、母集団、算出方法、データ源、測定頻度等を明確にするよう努めてまいります。	無
10	P.14	第2章	(8) 国及び千葉県の動向	千葉市では「永住者・特別永住者」も職員採用試験受験可能であり、会計年度任用職員、その他委託も含めれば多くの外国人が千葉市の行政サービスに従事していると思う。外国人が民間だけでなく行政サービスにも加わっていることの記載があるとよい。	地域の担い手については、民間における就労者に限らず、行政分野で就労する者も含め、広義の意味で「担い手」として記載しています。	無
11	P.17	第3章	(3)アクションプランの成果と課題	生活習慣の違いに起因する摩擦（例：ごみ出し、騒音等）に加えて、金銭トラブル（例：医療費不払い、保険料未納、損害賠償の未回収等）も、理念とは独立に発生し得る実装コストであり、放置すると苦情対応・近隣調整・関係機関連携・事案管理等の事務負担として蓄積する。そこで、生活摩擦対応を「把握可否」「所管」「運用文書（要領・マニュアル等）の有無」「点検時期」「公表方法」の対象に含め、年次点検で可視化してほしい。	生活習慣の違いや金銭トラブル等に起因する生活摩擦については、行政運営上の負担として適切に把握・対応していくことが重要なため、いただいたご意見をふまえ、関係部署と連携しながら、取組状況の整理や点検方法のあり方について、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
12 13 14	P.18	第3章	(3)アクションプランの成果と課題	公立夜間中学（千葉市立真砂中学校かがやき分校）の設置は、令和5年（2023年）4月18日に入学式が行われており、一般的に開校の方が分かりやすいのではないかと。 ※同様の内容が3件	ご意見のとおり修正します。 開設：令和5年（2023）1月→開校：令和5年（2023）4月	有
15	P.21	第4章	【基本目標3】 外国人との共生を支える人材や組織の発掘・育成	「共生を支える人材」は外国人の中にもいるので、ここは「共生を支える人材や組織の発掘・育成」にできないか。	共生を支える人材には外国人も含まれるとのご指摘を踏まえ、人材や組織の捉え方について、今後の表現や取組みの検討にあたって参考とさせていただきます。	無
16	P.22	第4章	施策の体系図	日本に居住する外国人は、十数か国からなり、日本人は一か国。したがって、「外国人」で一括りする施策は適切ではない。 十数か国の外国人はそれぞれ文化、生活様式が異なる。日本人がそれらを認める施策が共生では必要。日本に住むなら日本の文化・生活様式に合わせるといふ施策では共生は難しい。	外国人住民は国籍や文化、生活様式が多様であることから、一律ではなく、それぞれの背景を踏まえた相互理解の取組みが重要であると認識しております。 本市では、日本人・外国人の双方が互いの文化や価値観を尊重し合いながら地域で共に暮らすことを目指し、共生の取組みを進めてまいります。	無
17	P.22	第4章	施策の体系図	日本語教育ではなくカタコトの日本語習得で十分コミュニケーションできる。日本人もカタコトの英語習得は必要。それぞれ文字ではなく、口語の言葉で共生できる。	本市には、110以上の国と地域の出身者が暮らしています。少数言語を含め、すべての方への多言語対応には一定の制約があることから、外国人の方を対象とした日本語学習の取組みを進めてまいります。	無
18	P.22	第4章	施策の体系図	初級日本語指導者養成講座の開催を希望する。 20年以上前に千葉市・千葉県の国際交流協会主催の養成講座が行われ、その受講者が担い手となった。まったくなくなってしまったのは残念で、現在の地域日本語教室に携わっているメンバーは当時の受講者が多く、高齢化している。	地域日本語教室の担い手の高齢化や後継者不足は課題であると認識しております。いただいたご意見を踏まえ、初級日本語指導者の育成について、関係団体と連携しながら、今後の取組みの検討に活かしてまいります。	無
19	P.23	第4章	(5)プランの内容 【主な取り組み】1-2 生活オリエンテーション等の実施	このページの取組は、どれも重要だと思う。専門学校などとの連携も意識してほしい。 学校周辺から駅までの通行人に外国人学生が多い地域でのごみのポイ捨てや、自転車ルール無視がとても気になっている。	専門学校との連携も重要であると認識しており、外国人留学生を含め、地域での生活ルールに関する理解の促進について、いただいたご意見を踏まえ、今後の施策検討の参考とさせていただきます。	無
20	P.24	第4章	(5)プランの内容 【主な取り組み】2-1-5 ※事業の追加	分野1のタイトルを「多言語コミュニケーションの促進」にできないか。 通訳、言語教室を支援すること自体は悪くないが、日本語ができる外国人経営の店舗など、日本人と外国人との接点になりうる「実務者」を支援して頂きたい。財源は外国人の支払っている市税のうちの一定割合であったり、市内事業者の観光収入の一定比率を確保するなどして、「奨励」ではなく「正当な権利」として扱って行けるようになると良い。	分野1については、日本語習得の重要性を踏まえ、タイトルの修正は行いません。一方で、外国人住民に身近な外国料理店や食材店が、日本人と外国人との接点となり得る可能性については認識しており、25ページにおいて施策として位置付けています。各店舗への支援については、いただいたご意見を踏まえ、今後の施策検討の参考とさせていただきます。	無
21	P.24	第4章	(5)プランの内容 【主な取り組み】2-1-4 地域日本語教室への支援	会場の確保と利用料が課題なので、支援の内容を明記してほしい。	令和6年度に、会場使用料に係る助成を拡充しています。今後は、地域日本語教室の現状についてヒアリングを行いながら、会場の確保やその他の支援について、引き続き検討してまいります。	無

受付

No	該当頁	章	項目	意見内容	意見に対する市の考え方	修正の有無
22	P.24	第4章	(5)プランの内容 【主な取り組み】1-2 生活オリエンテーション等の実施	企業・不動産業者・町内自治会等と連携して生活オリエンテーションを実施しているが、「連携設計」が「善意依存」になると、地域側に実務が外部化され、結果として「断れない役務」になり得る。少なくとも次を明記していただきたい。 1) 町内自治会等への協力要請は任意であり、不参加・辞退による不利益取扱いがないこと。 2) 行政サービス上の必須業務（説明責任、苦情処理、通訳手配、関係機関接続等）を、地域の無償労務で代替しないこと（責任分界の固定）。 3) 需要が増大した場合の調整（誰が何を担うか、所管、費用負担）を事前に示し、現場負担が「見えない残業／持ち出し」として恒常化しないこと。	いただいたご意見を踏まえ、行政が担うべき業務と地域の協力範囲や役割分担等を整理し、過度な負担が生じないよう、連携のあり方について今後の検討に活かしてまいります。	無
23	P.25	第4章	(5)プランの内容 【主な取り組み】2-2-1 外国人住民への効果的な情報発信	市から送付する文書の封筒に重要なお知らせである旨を多言語で表示するという取り組みは良いと思いますが、もう一歩踏み込んで、ワンフレーズで済む内容は公共施設の看板や案内に英語を併記頂きたいです。ゴミ袋の表書きにARIGATOUとありますが、こうした身近なところからThank you for cooperation など、通じる英語で書いてください。	市から送付する文書における多言語表示に加え、公共施設の看板や案内表示など、日常生活に身近な場面での分かりやすい英語表記の工夫も重要であると認識しております。いただいたご意見を踏まえ、効果的な情報発信のあり方について、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
24	P.25	第4章	(5)プランの内容 【主な取り組み】2-2-2 外国人総合相談窓口の充実	相談時間については夜間とか休日の対応が必要ではないか。	相談時間のあり方については、利用状況やニーズ等を踏まえ、夜間や休日対応の必要性も含めて、今後の運営の検討課題とさせていただきます。	無
25	P.26	第4章	(5)プランの内容 【主な取り組み】2-3-4 外国人児童生徒等への支援体制の充実	プレクラスについて明記されたことは評価したい。 早急な検討・設置と各区に設置など通しやすい場所への設置を要望。	いただいたご意見を踏まえ、設置時期や設置場所については、教育委員会を中心に検討してまいります。	無
26	P.26	第4章	(5)プランの内容 【主な取り組み】2-3-7 日本語指導通級教室の配置	現在2か所（サテライト含めて3カ所）だと思うが、通える生徒が限定されるので各区に設置するなど増設が必要である。	いただいたご意見を踏まえ、設置時期や設置場所については、教育委員会を中心に検討してまいります。	無
27	P.27	第4章	(5)プランの内容 【主な取り組み】2-3-8 外国にルーツを持つ中学生を対象とした進路ガイダンス、進路相談	多言語による支援をしているNPO法人への財政支援が必要。県立高校への進学者が多いので、千葉県教育委員会との連携の充実を図ること。	多言語による支援を行うNPO法人への財政支援については、千葉県が実施する「外国籍の子供の日本語学習等支援事業」や、千葉市の「国際交流・国際協力活動団体助成」により、支援を行っています。また、県立高校へ通う外国にルーツを持つ生徒への進路・キャリア支援については、千葉県教育委員会との連携を検討してまいります。	無
28	P.27	第4章	(5)プランの内容 【主な取り組み】2-3-9 外国にルーツを持つ中学生を対象とした進路ガイダンス・進路相談	「将来経済的に自立した生活を送れるようになるために」は、「日本のお荷物にならないように」の意図を感じてしまう。ここは、「主体的に将来の進路を選択し、志望校や就職先選びにつなげられるよう」でどうか。	進路ガイダンスに求められる内容は多様であることから、ご意見を踏まえ修正いたします。 【修正案】 義務教育後の進路選択に対する理解を深め、将来のキャリア形成に役立てられるよう、在留資格の仕組みや日本の受験制度の説明、学校紹介を行います。	有
29	P.28	第4章	(5)プランの内容 【主な取り組み】 災害時及び災害発生後の対応 (例：2-4-1)	災害時は、平時を大きく上回る多言語情報提供・相談・通訳・避難支援等の需要急増が起きる。 需要急増時の①所管、②対応範囲（行政／関係団体／地域の役割線引き）、③関係機関連携の枠組み、④財源整理、⑤需要超過時の優先順位・縮退（提供範囲の事前整理）を、本文等で示してほしい。 あわせて、住民・協力者に対し「断れない役務」が発生しないよう、任意性の担保と責任分界を点検対象に含めてほしい。	災害時には、「災害時多言語支援センター」を設置し、対応していることから、本計画には具体的な内容を掲載していません。 今後は、上記センターにおける訓練等を実施してまいります。また、住民や協力者については、「断れない役務」とすることは前提としておらず、そのため、本計画への記載は行っていません。	無
30	P.29	第4章	(5)プランの内容 方向性Ⅲ（例：3-4「国際交流ボランティア活動の支援」等）	通訳・翻訳、相談同席、日本語教室等は、地域のボランティア等により運営・支援される場面が想定され、負担が現場へ外部化しやすい。 関係施策について、財源、委託の有無、市職員の関与範囲、ボランティアの位置づけを明示し、年次点検の対象に含めてほしい。	本計画は施策の方向性を示すものであることから、財源や実施の方法などまでは掲載しておりませんが、事業を行うにあたって、市民の善意に過度の負担が生じることのないよう、持続可能な制度設計を検討してまいります。	無
31	P.29	第4章	(5)プランの内容 【主な取り組み】3-1 外国人との共生実現に向けた連絡会後	対等なパートナーシップを実現するために、ゆくゆくは外国人市民会議（川崎市等）の設置を検討してほしい。	外国人による市政に関する提言等については、現行の広聴制度や市民参加制度において、外国籍の方を除外していないことから、現時点では、新たな会議体の設置は検討していません。	無
32	P.30	第4章	(5)プランの内容 【主な取り組み】4-2 地域活動への外国人住民の参加促進	とてもよい取り組みである。 希望する市民に対して通訳の派遣があれば、交流の糸口を作ることができる。 外国人が、地域活動に入ってくる前の段階として、地域の方と交流の機会を持つためのハードルを下げる支援員の派遣を入れてほしい。	千葉県国際交流協会のボランティア制度において、通訳や翻訳、文化紹介などの活動を行っています。今後も、当該制度をより多くの方に活用していただけるよう、内容の見直しや周知の強化に努めてまいります。	無
33	P.31	第4章	企業等	企業は外国人雇用によって最も利益を得ているのだから、語尾の表現を厳格にすべきではないか。例えば、以下のような変更を提案したい。 ①外国人の雇用や受入れを行う企業・団体は、人権の尊重、労働関係法令の遵守をはじめ、職場におけるやさしい日本語や多言語化の推進等、労働環境について整備しなければならない。 ②日本語学習の機会の提供や生活オリエンテーションの実施など、日常生活への適応を促進するための取り組みを行い、就労者とその家族が安心して生活できる環境づくりに努めなければならない。 ③企業も市民団体やボランティア、行政等の主体と連携し、地域社会の構成員としての責務を担わなければならない。	外国人を雇用・受入れる企業等が果たすべき役割については重要であると認識しております。いただいたご提案を踏まえ、表現のあり方や企業等の責務の示し方について、国が示している「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」や関係法令等との整合も考慮しながら、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
34	P.31	第5章	推進主体	推進主体（国際交流協会等）との役割分担が広いほど、窓口負担（受付・通訳調整・庁内照会・関係機関連携・経過管理等）がどこに積み上がるかが不透明になりがちである。 推進主体に委ねる業務、市が必ず担う業務、委託で担保する業務、任意協力で留める範囲を整理し、責任分界と費用計上（予算科目の考え方）を明文化してほしい。	本計画は施策の方向性を示すものであることから、財源や実施の方法などまでは掲載しておりませんが、いただいたご意見を踏まえ、市が担う業務、委託等により実施する業務、任意の協力範囲等について整理し、適切な運営に向けた検討の参考とさせていただきます。	無
35	P.33	第6章	プランの進行管理 (1)進行管理／(2)指標	本プランは「多文化共生ネットワークが進捗管理や評価を行い、結果を公表」し、成果指標を設定してPDCAで実行するとしている。 これを、実務として機能させるため、年次で公表する最小項目（メタ情報）を、本文または別紙で明記してほしい。	年次で公表する最小項目（メタ情報）については、本計画には明記しませんが、本プランに基づく進捗管理や評価を各年次ごとに行います。	無
36	P.33	第6章	プランの進行管理 (1)進行管理／(2)指標	本文は「プランの内容と合わせて、成果指標を設定」「令和12（2030）年度末の目標を定め、PDCAサイクルの視点を踏まえて実行」としている。 ここが抽象のままだと、現場の負担（相談対応、通訳調整、苦情処理等）が「見えない残業／持ち出し」として積み上がっても、点検対象に乗らないので、成果指標は「一覧表（番号付き）」で提示し、各指標に最低限、①定義、②母集団、③算出式、④データ源、⑤基準値、⑥目標値、⑦測定頻度、⑧所管課、⑨外部協力がある場合は関与形態（委託／任意協力）を併記してほしい。	本計画には明記しませんが、本プランに基づく進捗管理や評価を各年次ごとに行います。	無